

(連帯保証人は<u>実印</u>となります)

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会(以下「甲」という。)と

福岡 花子 (以下「乙」という。)は、保育士就職支援資金 (未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部)について、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

(貸付)

第1条 甲は、乙に保育士就職支援資金(未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部)(以下「貸付金」という。)を貸与し、乙はこれを借り受ける。

(貸付額等)

第2条 貸付金の貸付額、貸付期間は次のとおりとする。

貸付総額 324.000 円

(月額 **27.000** 円)

貸付期間 **令和 4** 年 **4** 月から

令和 5 年 **3** 月まで **12** 月間

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は、貸付金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を 負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

(一時償環)

第4条 甲は、乙が福岡県保育士就職支援資金貸付規程第11条の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県保育士就職支援 資金貸付規程の定めるところによる。

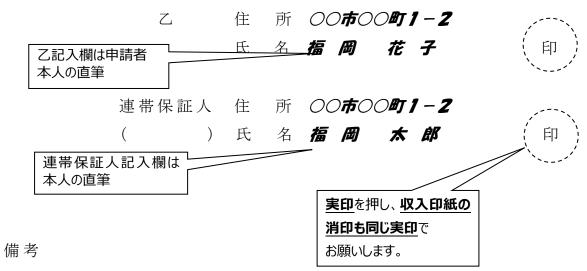
(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

日付は空欄でお願いします。 令和 年 月 日

甲 住 所 福岡県春日市原町3丁目1番地7 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 会 長 酒 見 俊 夫 印



- 1 乙が未成年者である場合については、()内に連帯保証人が親権者又は後見人である旨を記載すること。
- 2 連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。